

練馬区学校給食調理業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区学校給食調理業務委託」に係る最適な事業者を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、提案能力、費用対効果等の総合的観点からプロポーザル（事業提案）方式で選定するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 練馬区学校給食調理業務委託
- (2) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
※ 単年度契約であるが、業務を良好な成績で履行したと認められたときは、2 回を限度として、引き続き 1 年単位で契約を更新する。（初年度を含めて 3 年間。ただし、状況の変化等により契約内容に大きな変更が生じる場合は、更新できない場合もある。）
- (3) 業務内容 調理作業、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業
詳細は、「練馬区学校給食調理業務委託仕様書」（資料 1 - 1）、「練馬区学校給食調理業務委託共通仕様書」（資料 1 - 2）による。

(4) 委託対象校（所在地）

【単独調理校】

- ① 中村西小学校 (練馬区中村北 4-17-1)
- ② 開進第三小学校 (練馬区桜台 2-18-1)
- ③ 練馬第二小学校 (練馬区貫井 2-31-13)
- ④ 練馬第三小学校 (練馬区貫井 1-36-15)
- ⑤ 向山小学校 (練馬区向山 2-14-11)
- ⑥ 石神井東小学校 (練馬区南田中 3-9-1)
- ⑦ 石神井西小学校 (練馬区関町北 1-1-5)
- ⑧ 石神井台小学校 (練馬区石神井台 8-6-33)
- ⑨ 下石神井小学校 (練馬区下石神井 2-20-18)
- ⑩ 関町北小学校 (練馬区関町北 5-13-40)
- ⑪ 大泉第六小学校 (練馬区南大泉 5-25-29)
- ⑫ 大泉北小学校 (練馬区大泉町 4-28-22)
- ⑬ 大泉学園小学校 (練馬区大泉学園町 4-7-1)
- ⑭ 富士見台小学校 (練馬区富士見台 4-16-10)
- ⑮ 八坂小学校 (練馬区土支田 4-48-1)
- ⑯ 豊玉中学校 (練馬区豊玉南 2-1-20)
- ⑰ 豊玉第二中学校 (練馬区豊玉北 2-24-5)
- ⑱ 中村中学校 (練馬区中村南 1-32-21)
- ⑲ 開進第二中学校 (練馬区練馬 2-27-28)
- ⑳ 開進第四中学校 (練馬区羽沢 3-24-1)

- ②① 練馬中学校 (練馬区高松 1-24-1)
- ②② 練馬東中学校 (練馬区春日町 2-14-22)
- ②③ 光が丘第一中学校 (練馬区光が丘 6-5-1)
- ②④ 上石神井中学校 (練馬区上石神井 4-15-27)
- ②⑤ 三原台中学校 (練馬区三原台 3-13-41)
- ②⑥ 大泉西中学校 (練馬区西大泉 3-19-27)
- ②⑦ 大泉北中学校 (練馬区大泉町 5-4-32)
- ②⑧ 関中学校 (練馬区関町北 4-34-23)

※ ①～②⑧ともに再選定。

【親子調理校】

親子調理方式は子校分も併せて調理し、子校へ配送し所定の各階配膳場所へ配食する。

- ① 谷原小学校 (親) (練馬区谷原 2-9-26)
泉新小学校 (子) (練馬区三原台 3-18-30)
- ② 開進第三中学校 (親) (練馬区桜台 3-28-1)
開進第二小学校 (子) (練馬区桜台 5-10-5)
- ③ 南が丘中学校 (親) (練馬区南田中 4-8-23)
石神井南中学校 (子) (練馬区下石神井 2-7-23)

※ ①～③ともに再選定。

(5) 概算経費

下表のとおり

学校名	概算経費 (消費税込み)
中村西小学校	28,777,100円
開進第三小学校	36,907,200円
練馬第二小学校	31,279,600円
練馬第三小学校	34,348,600円
向山小学校	31,193,800円
石神井東小学校	30,765,900円
石神井西小学校	34,348,600円
石神井台小学校	31,236,700円
下石神井小学校	40,894,700円
関町北小学校	36,907,200円
大泉第六小学校	25,550,800円
大泉北小学校	31,279,600円
大泉学園小学校	25,593,700円
富士見台小学校	34,348,600円
八坂小学校	28,734,200円
豊玉中学校	26,216,300円
豊玉第二中学校	25,184,500円
中村中学校	31,015,600円
開進第二中学校	28,586,800円
開進第四中学校	30,890,200円

練馬中学校	28,628,600円
練馬東中学校	25,226,300円
光が丘第一中学校	25,289,000円
上石神井中学校	28,482,300円
三原台中学校	31,036,500円
大泉西中学校	30,973,800円
大泉北中学校	25,184,500円
関中学校	30,932,000円
谷原小学校（泉新小学校）	63,521,700円
開進第三中学校（開進第二小学校）	58,759,800円
南が丘中学校（石神井南中学校）	54,690,900円

※ 各校の詳細は、「受託金額算定条件資料」（資料２）による。

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 概算経費については、予算審議前のため、額が変動する場合がある。また、令和９年第一回練馬区議会定例会において、令和９年度予算が成立し、配当されたときに効力を生じるものとする。

３ 参加資格

参加資格はつぎのとおりとする。

(1) 基本的事項

- ① 学校教育および学校給食に深い理解を有し、学校運営に協力的であること。
- ② 原則として東京電子自治体共同運営電子調達により、練馬区を対象自治体として病院給食・学校給食を営業種目として参加資格登録を行っていること。
- ③ 東京都内に本社または支社、営業所を有すること。

(2) 実績

- ① 法人として、集団給食事業の受託実績があること。
 なお、法人としての受託実績がない場合は、常時勤務する従事者のうち業務責任者を含む複数名が集団給食事業の実務経験を有すること。
- ※ 実務経験とは、３年以上の実務経験があることをいう。ただし、業務責任者１名は５年以上の実務経験を有すること。

(3) 社員（調理員）の配置

- ① 人員配置体制が明確になっていること。
- ② 業務責任者および業務副責任者の資格・資質が明確になっていること。

(4) 安全衛生管理

- ① 安全衛生管理体制が整備されていること。
- ② 社員に対する安全衛生管理の徹底および調理技術の向上を目的とした教育研修が定期的・継続的に行われていること。
- ③ 新規に委託する学校および募集開始日現在に受託している学校のほかに参加申込を希望する事業者については、募集開始日から過去３年間、安全衛生管理上重大な事故を起こしていないこと。ただし、新規に設立した法人の場合は、この限りでない。
- ④ 募集開始日現在に受託している学校に再度、参加申込を希望する事業者については、当該校において安全衛生管理上重大な事故を起こしていないこと。

※ 【安全衛生管理上重大な事故】学校給食調理業務において、事業者の責めに帰すべき事由によって食中毒により行政処分を受けた事故など

(5) 業務履行能力

- ① 練馬区が定める「練馬区学校給食衛生管理基準」を遵守した受託者の基準に基づき、業務を継続して履行する能力があること。
- ② 突発的な事故等に対し、法人の応援体制を含め、十分に対応できる能力を有していること。
- ③ 社員の出勤に支障が生じた場合の応援体制が確立していること。

4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）における指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にある者

5 選定方法

5-1 日程（予定）

プロポーザル参加受付期間	令和 8 年 9 月 2 日～9 月 9 日 午後 5 時
質問受付期間	令和 8 年 9 月 2 日～9 月 9 日 午後 5 時
質問回答日	令和 8 年 9 月 16 日
提案書類受付期限	令和 8 年 10 月 2 日 午後 5 時
一次審査	令和 8 年 10 月上旬
一次審査結果通知	令和 8 年 10 月中旬
二次審査	令和 8 年 10 月 27 日
二次審査結果通知	令和 8 年 12 月下旬

5-2 応募方法

参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書」（様式 1）を下記担当までメールまたは F A X で提出すること。

提出期限：令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時

5-3 質問回答

本募集要領に関する質問については、質問票（様式 2）により、下記担当までメールまたは F A X で提出すること。

- (1) 質問期限：令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時

- (2) 質問回答：令和8年9月16日（水）までに、質問者名を伏したうえで、全ての参加希望者に対し郵送で回答する。その際に「給食室配置図」および「練馬区学校給食衛生管理基準」を合わせて送付する。

5-4 提案書類の提出

(1) 提出書類

会社経歴書	会社概要	
会社組織図	全体と本件担当部署が分かるもの	
事業者調書・企画提案書	事業者調書： 様式指定（レイアウト変更可） 企画提案書： 項目指定、様式自由、25枚以内	様式3
決算報告書（財務諸表）	直近のもの	
見積書 ※	様式指定	様式4

※ 対象校別に委託事業者を選定する。特定の学校または複数校（全校を含む。）への応募は可能であるが、複数校に応募する場合には、見積書に「希望順位」を付すこと。

※ 複数の事業者による共同体で応募する場合は、その構成員の事業者は、同じ学校に応募できない。

(2) 作成方法

全てA4判縦の用紙に横書き・両面で作成し、企画提案書は25枚(50ページ)以内とすること。(1)の順に通し番号をページ下中央に記載し、左側に綴じ穴用に余白を設けること。

なお、ビニール表紙、フラットファイル、バインダー、ステープラー等での製本はしないこと。（クリップ留めは可）

※ 上記以外の書類を提出した場合は、審査対象としない。

※ 様式はホームページからダウンロードすること。（必ず今回のものを使用すること。）

※ 写真および図の挿入も可とする。

(3) 提出部数

12部

(4) 提出期限・提出先

提出期限：令和8年10月2日（金）午後5時（必着）

提出先：練馬区教育委員会事務局教育振興部保健給食課給食調理係まで、直接持参すること。

※ 理由の如何に係わらず、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

※ 提出期限以降における提出書類の差替えおよび再提出は認めない。

(5) 追加資料の提出

区が必要と認めた場合は、追加資料の提出を依頼することがある。

6 審査方法

(1) 一次審査

練馬区学校給食調理業務民間委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書その他提出書類の書面審査により、評価点が6割以上の上位15者の事業者を一次審査通過者として選定する。

一次審査結果の通知は令和8年10月中旬を予定している。

(2) 二次審査

一次審査通過者について、1事業者につき15分程度、事業者による提案書説明（プレゼンテーション）および審査員による質疑（ヒアリング）を行う。

実施日は令和8年10月27日（火）を予定している。

(3) 審査結果

選定委員会において、提案書その他提出書類、プレゼンテーション・ヒアリングの内容、見積等の総合的な評価により、委託対象校ごとに食数・配置等を考慮して受託候補者を決定する。

受託候補者の決定は令和8年12月下旬を予定している。

(4) 受託制限

現在受託している学校を除き、新たに受託できる学校は1事業者につき最大2校とする。

7 評価項目・評価基準

評価項目・評価基準については下表のとおり

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・資金力の有無 ・事業効率の状況 ・経営の安定性
業務実績	・東京都内小中学校での実績
区内事業者である	・区内に本店を有する
区民雇用の促進	・区民雇用の状況
受託への意欲・熱意等	・受託への意欲・熱意、独自の取組 ・学校との関わりおよび食育への理解
安全・衛生管理	・区の仕様に基づく安全・衛生管理 ・従事者の健康管理 ・事故防止の方策 ・巡回指導の方策
実施体制	・従事者の資格・人員配置等 ・調理技術向上のための方策 ・研修計画・体制 ・現場への指導・教育体制
非常時の体制	・従事者が出勤できない場合の応援体制 ・事故・感染症等発生時の体制

(2) 二次審査

評価項目	評価基準
受託への意欲・熱意等	・受託への意欲・熱意、独自の取組、学校との関わりおよび食育への理解
安全・衛生管理	・区の仕様に基づく安全・衛生管理
実施体制	・研修・教育・現場指導体制、非常時の体制等
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明・受け答えの的確性・説得力
見積価格	・見積価格の妥当性、概算経費との比較

受託実績	・希望校における受託実績
区内事業者である	・区内に本店を有する
区民雇用の促進	・区民雇用の状況
業務実績	・東京都内小中学校での実績

8 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

9 応募書類・審査に関する情報公開

「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（資料３）に準ずる。なお、審査内容、選定理由についての個別の問合せには回答しない。

10 その他事項

- (1) 提出書類の作成、提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書類等に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 応募後に辞退するときは、速やかに書面（任意様式）により、提出すること。
- (6) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (7) 本要項に定めのない事項および本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

問合せ・提出先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区教育委員会事務局教育振興部保健給食課給食調理係 担当 佐藤・藤野

電 話：０３－５９８４－５６９４

FAX：０３－５９８４－１２２１

e-mail：HOKENQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp